

告 示

埼玉県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕